

平成 22 年 3 月 18 日
健康福祉事業本部
健康部生活衛生課

平成 22 年度練馬区食品衛生監視指導計画について

1 意見募集、意見交換会の実施

平成 22 年 1 月 21 日 計画案の公表、意見募集の開始(区報及びホームページに掲載)
2 月 3 日 意見交換会
2 月 5 日 計画案への意見募集締切り

2 意見の概要および区の考え

(1) 意見募集によるもの

	ご意見	区の考え方	該当箇所	区分
1	< 遺伝子組換え作物について > 遺伝子組換え作物を使用した食品を、EU並みの表示制度に改めるよう、区として働きかけをしてほしい。	EUでは、遺伝子組換え原料を使った食用油等も含めた食品を表示対象としています。現在、我が国では、政府が食品表示の強化を検討しておりますので、その動向を注視します。	P.2 2(4)イ.適正な食品表示への対策	動向を注視
2	< 輸入食品取扱者の監視指導について > 輸入食品を取り扱っている営業者に対し、特に違反や偽装のないよう重点的に監視指導をしてほしい。	輸入食品は、広域に流通するものであるため、東京都と協力しながら営業者への立入り・監視指導を行っていきます。	P.3 2(6)イ.輸入食品対策	既に実施済み

(2) 意見交換会によるもの

	ご意見	区の考え方	該当箇所	区分
1	< 情報提供のあり方について > 1)中国産というだけで一括りで全て悪いような印象があるが、製造業者のうちには現地まで出かける等して、農地の選定や、使用する資材や水等を確認した上で、中国で生産した食品を使用しているところもある。 中国から輸入されて流通している食品には、品質の良い物もあることを消費者は	1)平成 20 年輸入食品監視統計では、中国産の違反数量/検査数量は 0.29%で、全体平均の 0.59%より低いものとなっています。区では、平成 19 年の食の安全・安心シンポジウム「食の情報ウソ?ホント?」で、講師の方から、偏った情報だけに流されず幅広い知識を得て、食品を選択することが重要であると講演いただいた	P.3 2(6)イ.輸入食品対策 ウ.残留農薬等対策 P.4・5 5(1)区民への情報提供等 (3)区民・事業者・行政間の情報および意見の交換	既に実施済み

	<p>もう少し知ってほしい。</p> <p>2)消費期限と賞味期限の違いや、食品添加物等の細かい情報を、もっと消費者に流してほしい。</p> <p>3)消費期限・賞味期限と、2種類あって分かりにくい。統一してほしい。</p> <p>4)区報などで、絶対安全な食品を紹介してほしい。</p> <p>5)食品の良し悪しを判断するためには、消費者が賢くならなくてはならない。必要な情報がピンポイントで届くようにしてほしい。</p> <p>6)「ねりま食品衛生だより」をカラーにする等、もっと手に取りやすいようにできないか。また、それを、区民の目に付く場所へたくさん置いてほしい。</p> <p>7)食品衛生のポスターを駅に貼ったり、食品衛生に関してケーブルテレビで放送する等、もっと大勢の目に触れるようにできないか。</p> <p>8)まな板、包丁、ふきんの消毒等、家庭での衛生の基本について伝えていく必要があるのではないか。</p>	<p>ております。</p> <p>2)これまでも、食品衛生だよりや区ホームページ等で情報提供を行ってきました。今回のご指摘を参考に、食の安全・安心シンポジウム等も活用しながら、正しい知識の普及を図ってまいります。</p> <p>3)それぞれ、意味・役割があり、両者を統一することはできないと考えます。</p> <p>4)食品に関して、絶対安全とまで言い切るのは困難です。消費者がより安全な食品を選べるよう、食の安全・安心シンポジウム等を通じ食の安全に関する情報を普及啓発していきます。</p> <p>5)必要なときに必要な情報を取得できるようにするため、さらに、区ホームページ等を充実するとともに、機会をとらえて情報を提供していきます。</p> <p>6)表現をやわらかくしたり、イラストを使う等して、少しでも手に取りやすい分かりやすいものにしていきます。また、現在も、区民の目に付きやすいスーパー等に置かせていただいておりますが、今後は配布する量、場所を増やしてまいります。</p> <p>7)経費の問題も踏まえながら、さらに、多くの方の目にふれるような情報提供ができないか、関係部署と協議していきます。</p> <p>8)今年度、家庭での食品衛生の基本についての講演会を開催しました。今後も、消費生活展への参加や食の安全教室等の開催を通じ、消費者へ食品衛生について</p>	<p>P.4 5 (1)区民への情報提供等</p> <p>P.2 2 (4)イ 適正な食品表示への対策</p> <p>P.4・5 5 (1)区民への情報提供等 (3)区民・事業者・行政間の情報および意見の交換</p> <p>P.4・5 5 (1)区民への情報提供等 (3)区民・事業者・行政間の情報および意見の交換</p> <p>P.4 5 (1)ア 媒体による情報提供</p> <p>P.4 5 (1)ア 媒体による情報提供</p> <p>P.4 5 (1)イ 講習会等の実施</p>	<p>実施の徹底</p> <p>今後検討</p> <p>実施の徹底</p> <p>今後検討</p> <p>既に実施済み</p>
--	--	--	---	---

<p>2</p> <p>< 監視指導について ></p> <p>1) 有料老人ホーム等、高齢者対象の施設が増えてきているが、そういった施設にも立入検査を行っているのか。</p> <p>2) 西の市等に出店する臨時営業の監視は行っているのか。</p>	<p>普及啓発してまいります。</p> <p>1) 区立・民間を問わず、食事の提供を行っている施設は立入検査の対象です。年間計画に基づき、監視指導を行っていきます。</p> <p>2) 西の市、関のポロ市等に出店する臨時営業は、監視指導の対象です。衛生的な取扱い等に留意して監視指導を行っています。</p>	<p>P.2 2(4)ア .食中毒予防対策</p> <p>P.3 2(6)オ . 縁日、祭礼等の行事における臨時営業者、臨時出店者の監視指導</p>	<p>既に実施済み</p> <p>既に実施済み</p>
<p>3</p> <p>< 遺伝子組換え作物・食品について ></p> <p>遺伝子組換え、クローン家畜由来食品は、どこまで流通しているのか。</p>	<p>国が安全性の確認をしたものが市場に出回っています。我が国では、遺伝子組換え農産物 7 品目及びその 7 品目を主な原料とする 32 加工食品は表示が義務付けられていますので、購入時に判断ができます。</p> <p>また、クローン家畜由来食品には体細胞家畜由来食品と受精卵クローン家畜由来食品の 2 種類がありますが、我が国においては、前者は市場に流通しておらず、後者は業界が任意表示を行っております。</p>	<p>P.2 2(4)イ . 適正な食品表示への対策</p>	
<p>4</p> <p>< その他 ></p> <p>1) 食品添加物・残留農薬等への対策をたどっていくと、地産地消に行き着く。しかし、区内の野菜の生産現場では、農薬を使っている姿を見かける。区内の農地の検査はどうなっているのか。</p> <p>2) 飲食店の分煙・禁煙等がはっきり分かるようにしてほしい。</p>	<p>1) 区内農産物及び農地土壌の検査は、平成 20 年度から、協定に基づき、東京あおば農業協同組合が実施した検査結果の提供を受けることとなっております。平成 20 年度は区内農産物及び農地から、基準を超えた残留農薬は出ておりません。</p> <p>2) 店内の分煙・禁煙について、食品衛生監視として直接指導・助言はできませんが、分煙の推進を担当する部署に協力してまいります。</p>	<p>P.3 2(6)ウ . 残留農薬等対策</p> <p>P.4 4(2)より高度な自主的衛生管理の推進</p>	<p>既に実施済み</p> <p>今後検討</p>

3 意見募集以外での変更点

(1) 8(2)ア. 庁内関係部署との連携(P.9)

保健所内各課および庁内関係部署と連携し、監視指導や普及啓発活動を行い、食品の安全を確保します。

光が丘保健相談所試験検査係(食品の試験検査の実施)

(2) 8(2)ウ. 他の関係機関との連携(P.9)

他の自治体との連絡調整は、法に定めがあるものを除き、原則として都福祉保健局健康安全部食品監視課を通じて実施します。

他自治体や関係行政機関(厚生労働省、農林水産省、消費者庁など)とは情報交換を行い、連携して食品衛生の向上を図ります。

(3) 9. 試験検査の実施体制(P.9)

食品衛生監視指導時に収去した検体の試験検査は、光が丘保健相談所試験検査係(以下「試験検査係」という。)が実施します。

また、食中毒などの調査に関する試験検査は都区協定に基づき東京都健康安全研究センターに委託して実施します。

試験検査係では、以下の内容を実施して検査の信頼性の確保を図ります。

(4) 10(2) 試験検査係検査担当者(P.10)

4 計画の公表

3月21日 ねりま区報および練馬区ホームページに掲載する。

3月23日 生活衛生課で配布する。また、区民情報ひろばに配置する。